

厚生年金保険（船員）養育期間標準報酬月額特例終了届

【手続概要】

養育期間標準報酬月額特例を受けている被保険者が、以下のいずれかに該当したときは、特例措置を受けられなくなるため、船舶所有者を経由して速やかに届出を行う必要があります。

- ① 3歳未満の子を養育していた者が、その子を養育しなくなったとき。
- ② 養育していた3歳未満の子が死亡したとき。

※以下の場合、届出不要です。

- ① 子が3歳に達したとき。
- ② 被保険者資格を喪失したとき。
- ③ 申出に係る子以外の子の標準報酬月額の特例を受けるとき。
- ④ 保険料徴収の特例を受ける育児休業を開始したとき。
- ⑤ 保険料徴収の特例を受ける産前産後休業を開始したとき。

【添付書類】

不要

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参

※電子申請の対象届書ではありませんのでご注意ください。